

橋本市商工業活性化資金 利子補給補助金

橋本市では、日本政策金融公庫の対象融資を受けた方に対し、その利子の一部を補助します。



対象融資

- ・ 小規模事業者経営改善資金融資（マル経融資）
- ・ 生活衛生関係営業経営改善資金特別貸付（生活衛生改善貸付）

ご利用いただける方（対象者）

以下の要件をすべて満たす方

- ① 中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号)第2条第1項に規定する中小企業者
- ② 市内に住所を有する者で、市内の事業所で同一事業を引き続き1年以上営むもの又は市内に本店を有する法人で同一事業を引き続き1年以上営む法人
- ③ 市税を完納している者
- ④ 対象融資を各償還期日ごとに償還している者

補助金額

- ・ 対象返済期間が返済開始月から36ヶ月以内のもの。
- ・ 令和 8 年 1 月～12月の間に支払った利子額のうち利子補給利率年1.0%分の利子額に相当する額。
- ・ ただし、貸付利率が年1.0%に満たない場合は、当該貸付利率とする。

申請期限	提出方法	提出先
令和 9 年 1 月15日（金）※必着	持参	橋本市 経済推進部 産業振興課



対象者の方には
12月頃に申請書類を
郵送でお知らせします。

問い合わせ先

橋本市 産業振興課 産業支援係

☎ 0736-33-1247



市HP

提出書類等の詳細は裏面をご確認ください！

申請から補助金交付までの流れ

手続きの流れ	提出期限等
(1) 申請書類の送付	
対象者の方に交付申請に係る案内を橋本市から郵送します。	令和8年12月中下旬
(2) 補助金の交付申請	
下記の書類をご提出ください。 ① 交付申請書（様式第1号） ② 日本政策金融公庫が発行するお支払額明細書 ③ 誓約書（様式第2号） ④ 市税完納証明書 ⑤ （個人の場合）住民票 （法人の場合）登記事項証明書	令和9年1月15日（金）
(3) 補助金の交付決定	
実際の支払利子額から補助金額を確定した後、 市から「交付決定通知書」と「交付請求書」を送付します。	令和9年1月下旬
(4) 補助金の交付請求	
市から送付した「交付請求書」に振込先口座情報をご記入の上、 ご提出ください。	令和9年2月12日（金）
(5) 補助金の交付	
交付請求書に基づき、口座振替にて交付します。	令和9年2月下旬



ご不明な点があれば
お気軽にお問合せください！

問い合わせ先

橋本市 産業振興課 産業支援係

☎ 0736-33-1247



市HP

制度の詳細は橋本市HPをご確認ください！